令和7年度「たらの卵」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

・本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」(輸入注意事項55第90号)に基づく申請手続をしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

- ・本輸入割当ては、電子申請又は郵送での申請とします。詳細はこちらをご覧ください。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html
- ・全ての輸入割当方式において電子申請が可能です。申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。 詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

- ・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。
 - ① 申請窓口コード SAE
 - ② 品目コード PR
- ・保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

- ・本輸入発表における申請受付期間は、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律 第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除きます。
- ・商社割当て(商社割当てA1(実績割当て)及び商社割当てA2(追加実績割当て)をいう。以下同じ。)の申請時には、輸入承認証の裏面の通関実績の確認を行うため、輸入承認証が複数ある場合は、IL別・月別輸入通関実績一覧表「参考様式④」の提出をお願いします。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/shorui.html

・事業譲渡により輸入実績の承継を受けた場合は、輸入割当申請時に提出する「輸入割当期別輸入通関実 績集計表」に、自社が取得した割当ての輸入実績を記載するとともに、譲渡を受けた割当ての輸入実績も 併記してください。

目次

1	輸入制当(の対象配囲及の中請に用いる数重単位	4
2	輸入割当方式及び輸入割当限度数量	4
3	各輸入割当方式における申請資格、申請方法等	4
	(1) 商社割当てA 1 (実績割当て)	4
	(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)	6
	(3) 需要者割当て	8
	(4)漁業者割当て	9
	(5)海外水産開発割当て	. 11
	(6) 先着順割当て	. 12
4	本輸入発表に関する問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(5	引紙参考様式〕原本証明 書	16
(5	別紙様式1一①〕(商社割当てA1申請用)「たらの卵」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	17
(5	別紙様式1-②〕(商社割当てA2申請用)「たらの卵」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	18
(5	別紙様式2〕「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する	
ŧ	書類	19
(5	別紙様式3〕輸入通関実績表	21
[5		22
	別紙様式4-②〕(先着順割当て追加申請用)「たらの卵」輸入割当消化状況報告書	
	別紙様式5〕「たらの卵」の輸入通関実績報告書	
	別紙様式6〕社員を証明する 書 類	
	別紙様式7〕対外決済を伴う取引であることの誓約書	
Ų.	リルル「米丸 / 」 メリケア (内 で 仟) 4x コ (この) © C C (グ 言 形) 音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Zu
^ 1	177 左左「ようの印」 西西老中以て教学四左九二妻教 <u></u> 教西祭	07
	17年度「たらの卵」需要者割当て発注限度内示書発給要領	
	[別紙様式1]令和7年度「たらの卵」需要者割当て配分先計画書	
	〔別紙様式2〕令和7年度「たらの卵」需要者割当て発注先計画書	
	〔別紙様式3〕輸入通関実績報告書	31
	[別紙様式4] 累計輸入通関実績報告書	32

〔別紙様式 5 〕販売実績 報告 書	
令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給要領	
〔別添様式1〕令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給申請書	
〔別添様式2〕過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告	
〔別紙様式3〕輸入通関実績報告書	
〔別紙様式4〕累計輸入通関実績報告書	40

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商品名	申請に用いる数量単位
03 - 02 03 - 03 03 - 05	たら(すけそうを含む)の卵	KG

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸入割当方式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA1(実績割当て)	30, 000
商社割当てA2(追加実績割当て)	10, 412
需要者割当て	15, 230
漁業者割当て	7, 184
海外水産開発割当て	30, 000
先着順割当て	5, 500
計	98, 326

3 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1)商社割当てA1(実績割当て)

① 申請受付期間(注1)

電子申請:令和7年11月27日から11月28日まで(注1)

郵送申請:令和7年11月28日の午前11時45分 経済産業省必着

(注1) 令和7年11月27日の午前0時から11月28日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

令和6年度「たらの卵」の輸入発表(令和6年11月1日付け輸入発表第13号をいう。以下同じ。) 又は令和5年度「たらの卵」の輸入発表(令和5年11月1日付け輸入発表第13号をいう。以下同じ。)に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 当該輸入割当てにより令和6年9月1日から令和7年8月31日までの期間に「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した「たらの卵」全量について、3の(1)の③の(b)及び(f)の書類によって証明されたものをいう。)
- イ 令和5年度「たらの卵」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該輸入割当てを受けた日から令和7年8月31日までの「たらの卵」の輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

③ 申請書類(注2、注3、注4、注5、注6)

電子申請の場合、(a)、(g)、(h)、(i)の書類は不要です。

(a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)

- (b) 3の(1)の②のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式) (電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
- (c) 令和5年度「たらの卵」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあっては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
- (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1一①(商社割当てA1申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及び これに係る添付書類
- (f) 対外決済を伴う取引であることの誓約書(別紙様式7)
- (g) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (h) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (i) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (j) その他審査に必要と認められる書類
- (注2) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。
- (注3) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。
- (注4) 自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し (支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。)及び 金額が確認できるもの。)は提出する必要がありません。ただし、輸入割当申請数量の合計が 輸入割当限度数量を超える場合は提出の必要が生じます。その場合、当該対外決済書類の写し の提出締切日を申請受付日の翌日以降、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の 輸入割当て」のページに掲載しますので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外 決済書類の写しを提出してください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

また、その他、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。

- (注5) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- (注6) 上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 割当基準

輸入割当申請数量の合計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を3の(1)の②のアに示す期間に係る「たらの卵」の輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑤ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当てを申請している法人又は個人と支配関係にある法人又は個人が 商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの 重複申請であるとみなし、割当てを行いません(申請している支配関係にある法人又は個人の全て に対して割当てを行わないことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日まで(必着)に輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければなりません。報告に当たっては、以下の登録フォームをご利用ください。なお、郵送で提出することもできます(別紙様式5)。

輸入通関実績報告登録フォーム:

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/nosuisan/jissekihoukoku

- ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(2) 商社割当てA2(追加実績割当て)

① 申請受付期間(注7、注8)

電子申請:令和8年1月9日から令和8年10月8日まで(注7、注8)

郵送申請:令和8年1月9日から令和8年10月8日の午前11時45分まで 経済産業省必着 (注7)申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請され たものとします。

(注8) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請 受付期間内に申請されたものとします。

② 輸入割当申請数量

1申請者1回当たりの輸入割当申請数量は500トン以下です。

③ 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1(実績割当て)を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は令和6年度「たらの卵」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者(当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当てA2(追加実績割当て)を取得した者は除く。以下、3の(2)において同じ。)であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までに「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関した 実績を有する者であって、「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関することが確実である と認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われているこ と及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てによ り申請日の前日までに輸入通関した「たらの卵」全量について、本輸入発表に基づき商社割当てA 1(実績割当て)を受けた者にあっては、3の(2)の④のアの(b)及び(e)、本輸入発表又は 令和6年度「たらの卵」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、3の(2)の④ のイの(b)及び(e)その添付書類の書類によって証明されたものをいう。)
- イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(令和6年度「たらの卵」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2(追加実績割当て)を受けている者にあっては、輸入通 関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上であること

④ 申請書類(注9、注10、注11、注12)

ア 本輸入発表に基づき商社割当てA1(実績割当て)を受けた者が1回目の商社割当てA2(追加 実績割当て)を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
- (b) 3の(2)の③のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-②(商社割当てA2申請用))
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (e) 対外決済を伴う取引であることの誓約書(別紙様式7)

- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類 (別紙様式6) 及び社員本人を確認する書類
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- イ 本輸入発表又は令和6年度「たらの卵」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者が1回目の 商社割当てA2(追加実績割当て)を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
- (b) 3の(2)の③のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-②(商社割当てA2申請用))
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (e) 3の(2)の③のア及びイに係る輸入通関実績報告書(別紙様式5)及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又は地域名を含む。)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)

(ただし、既に提出済みの場合は不要。)

- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- ウ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2(追加実績割当て)を申請する場合 電子申請の場合、(a)、(e)、(f)、(g)の書類は不要です。
 - (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
 - (b) 3の(2)の③のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
 - (c) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-(1)(商社割当てA2追加申請用))
 - (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 (別紙様式2) 及び これに係る添付書類
 - (e) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
 - (f) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
 - (g) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類 (別紙様式6) 及び社員本人を確認する書類
 - (h) その他審査に必要と認められる書類
- (注9) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。
- (注10) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。
- (注11) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- (注12) 上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤ 割当基準(注13、注14)

1申請者1回当たりの割当数量は500トンを限度とし、申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後3時31分から当日の午後3時30分までに 経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前11時45分時点で経済 産業省に到着したものをその日に同着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入 割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度 数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで 割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

- (注13) 申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。
- (注14)申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含みます。)と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日まで(必着)に輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければなりません。報告に当たっては、以下の登録フォームをご利用ください。なお、郵送で提出することもできます(別紙様式5)。

輸入通関実績報告登録フォーム:

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/nosuisan/jissekihoukoku

- ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(3)需要者割当て

① 申請受付期間(注15、注16)

電子申請:令和7年11月28日から令和8年2月27日まで(注15、注16)

郵送申請:令和7年11月28日から令和8年2月27日の毎週火曜日及び木曜日の

午前11時45分まで 経済産業省必着

- (注15) 申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。
- (注16) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた 者から発注を受けた者(3の(6)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

③ 申請書類(注17、注18)

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
- (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
- (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類
- (注17) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることが あります。
- (注18)上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

4 内示書の交付

令和7年11月4日付け7水漁第1010号「令和7年度「たらの卵」需要者割当て発注限度内示 書発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

- ア 複数の発注書を交付された申請者は、すべての発注書について同日に申請しなければなりません。 なお、発注書ごとに申請を分けることができます。
- イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月 及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告し なければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し を併せて内示書の発給を受けた者に提出してください。なお、当該報告書の内容については、エに 記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。
- ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(4)漁業者割当て

① 申請受付期間(注19、注20)

電子申請:令和7年11月22日から令和8年11月21日(注19、注20)

郵送申請:令和7年11月22日から令和8年11月21日の毎週火曜日及び木曜日の 午前11時45分まで 経済産業省必着

- (注19) 申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。
- (注20) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

外国の排他的経済水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官から認められた者又は当該団体から発注を受けた者(3の(6)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

③ 申請書類(注21、注22)

- ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体
 - 電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。
 - (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
 - (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し(電子申請の場合は写し 及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
 - (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
 - (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。 名刺は不可。以下同じ。)
 - (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
 - (f) その他審査に必要と認められる書類
- イ 当該団体から発注を受けた者

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
- (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。 名刺は不可。以下同じ。)
- (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類
- (注21) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる ことがあります。
- (注22) 上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 割当基準

水産庁長官から認められたことを証する書類又は発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑤ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月 及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁長官から認められた者に報 告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の 写しを併せて水産庁長官から認められた者に提出してください。なお、当該報告書の内容について は、ウに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。
- イ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(5)海外水産開発割当て

① 申請受付期間(注23、注24)

電子申請:令和7年11月22日から令和8年11月21日まで(注23、注24)

郵送申請:令和7年11月22日から令和8年11月21日の毎週火曜日及び木曜日の 午前11時45分まで 経済産業省必着

- (注23) 申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。
- (注24) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく認定書の発給を受けた者(3の(6)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

③ 申請書類(注25、注26)

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認·割当)申請書(2通)
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
- (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類
- (注25) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。
- (注26)上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

4 海外水産開発割当ての認定書の発給

令和7年11月4日付け7水漁第1010号「令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書 発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

水産庁長官から認められたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月 及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁に提出しなければなりませ ん。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出して ください。なお、当該報告書の内容については、ウに記載する公表のため、水産庁から農水産室に 提供されます。
- イ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(6) 先着順割当て

① 申請受付期間(注27、注28)

電子申請:令和7年12月9日から令和8年6月8日まで(注27、注28) 郵送申請:令和7年12月9日から令和8年6月8日の午前11時45分まで

経済産業省必着

(注27) 申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。

(注28) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 輸入割当申請数量

1申請者1回当たりの輸入割当申請数量は300トン以下です。

③ 申請者の資格

3の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)までのいずれかに基づき輸入割当てを受けた者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 申請受付開始日(令和7年12月9日をいう。以下、3の(6)において同じ。)に申請する者にあっては、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)10万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- イ 令和7年12月10日以降に申請する者にあっては、令和6年9月1日から申請日の前日までの 期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)を自己の名と計算にお いて輸入通関した実績(10万米ドル未満であっても可)を有し、「たらの卵」を自己の名と計算 において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申 告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ウ 本輸入発表日(令和7年11月4日)以降に「たらの卵」の輸入契約を締結していること
- エ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入 割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の 通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確 実であると認められること
- オ 令和6年度「たらの卵」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、輸入通関実績 (消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々 の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不 漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りでは ない。)
- カ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当てを既に消化 (当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見込みがあること

(4) 申請書類(注29、注30、注31、注32)

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(h)、(i)、(j)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、 船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。) の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
 - ※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書
- (c) 3の(6)の③のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された

輸入承認証に係る原本証明書は不要。)

- 輸入許可通知書の写し
- ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあっては、輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
- (d) 3の(6)の③のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)宛てのインボイスの写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)を提出する場合は不要。)
- (e) 3の(6)の③のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状(AWB) 又は船荷証券(B/L)の写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参 考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)を提出する場合は 不要。)
- (f) 3の(6)の③のア又はイについての輸入通関実績表(別紙様式3)
- (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及び これに係る添付書類
- (h) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (i) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (j) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
- (k) その他審査に必要と認められる書類
- イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、 船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。) の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
 - ※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書
- (c) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4-2)(先着順割当て追加申請用))
- (d) 当該消化状況を証する書類
 - 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考 様式) (電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要。)
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス(船積予定日、到着 予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。)の写し
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及び これに係る添付書類
- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類 (別紙様式6) 及び社員本人を確認する書類
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- (注29) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。
- (注30) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。
- (注31) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- (注32)上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤ 割当基準(注33、注34)

1申請者1回当たりの割当数量は300トンを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後3時31分から当日の午後3時30分までに 経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前11時45分時点で経済 産業省に到着したものをその日に同着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入 割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度 数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで 割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

(注33) 申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを 行います。

(注34) 申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥ その他の注意事項

- ア 申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から 9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、 1か月経過するごとに1か月ずつ短縮します。)以内に輸入通関しなければなりません。
- イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入承認証を交付するものです。 このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写し を輸入通関前に農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変 更の申請手続等を行わなければなりません。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められません。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入 通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通 関実績とは認められません。

ウ アに示す期間に当該輸入承認証のIIに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入承認証の写し、これに係る原本証明書(別紙参考様式) (電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要)及びその理由を記載した書面(不使用報告書)を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関実績(消化実績)が輸入割当数量の80%未満(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、いずれかの輸入通関実績(消化実績)が輸入割当数量の80%未満。)の場合であって、自然災害(不漁を除きます。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられません。

エ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含みます。)と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日まで(必着)に輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければなりません。報告に当たっては、以下の登録フォームをご利用ください。なお、郵送で提出することもできます(別紙様式5)。

輸入通関実績報告登録フォーム:

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/nosuisan/jissekihoukoku

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外 決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含みます。)、支払先銀行(国 名又は地域名を含みます。)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税 関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許 可日等を余白に明記すること。) を併せて提出してください。

- カ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わない ことがあります。
- キ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び 輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

4 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室(水産班) 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03 (3501) 0532

電話対応時間

9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

氏名又は 名称及び 代表者の 氏 名

令和7年11月4日付け輸入発表第12号に基づく、「たらの卵」の輸入割当ての申請に係る提出書類の うち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。 また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

「たらの卵」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住所会社名

(令和 年 月 日現在)

単位:kg

年度別 令和5年度 令和6年度 合計 ② 輸入割当・承認年月日 ② 輸入割当・承認数量 ④ 令和6年8月31日までの輸入通関実	\ 1. 1B	// H-2012/			T I 8
区 分 ① 輸入割当・承認年月日 ② 輸入割当証明書番号 ③ 輸入割当・承認数量 ② 令和6年8月31日までの輸入通関実 横果計		年 度 別	令和5年度	令和6年度	合 計
② 輸入割当託明書番号 ③ 輸入割当・承認数量 ④ 令和6年8月31日までの輸入通関実 績累計 中和6年9月分 10月分 11月分 12月分 今和7年1月分 2月分 通 3月分 4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 ⑤ 合計(令和6年9月	区 分				
③ 輸入割当・承認数量 ④ 令和6年8月31日までの輸入通関実 績果計 中和6年9月分 10月分 輸 11月分 12月分 令和7年1月分 2月分 3月分 4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 ⑤ 合計(令和6年9月	① 輸入害	当・承認年月日			
④ 令和6年8月31日までの輸入通関実	② 輸入害	当証明書番号			
有和6年 9月分 10月分 輸 11月分 12月分 2月分 通 3月分 4月分 4月分 度 6月分 実 7月分 額 8月分 ⑤ 合計(令和6年9月 6月分	③ 輸入害	当・承認数量			
前 10月分 11月分 12月分 入 令和7年 1月分 選別分 2月分 4月分 4月分 5月分 6月分 4月分 8月分 (5) 合計(令和6年9月 6月の					
輸 11月分 12月分 () A () A () A () B () <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>					
12月分 令和7年 1月分 2月分 通 3月分 4月分 5月分 6月分 6月分 7月分 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月		10月分			
入 令和7年 1月分 2月分 3月分 4月分 4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月 6月分	輸	1 1 月分			
2月分 3月分 4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 5 合 計 (令和6年9月		1 2 月分			
通 3月分 4月分 5月分 6月分 6月分 8月分 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月	入				
4月分 5月分 6月分 7月分 8月分 5 合 計 (令和6年9月		2月分			
財 5月分 6月分 実 7月分 8月分 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月	通	3月分			
実 6月分 有 8月分 ⑤ 合 計 (令和6年9月		4 月分			
7月分 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月	関				
4 8月分 ⑤ 合 計(令和6年9月		6月分			
^額 ⑤ 合 計 (令和6年9月	美	7月分			
9 合 計 (令和6年9月	∉ ≢	8月分			
	梖	⑤ 合 計(令和6年9月			
~令和7年8月)		~令和7年8月)			
⑥ 輸入通関実績総計 (④+⑤)	⑥ 輸入通	通関実績総計 (④+⑤)			
⑦ 輸入消化率 (⑥÷③=%)	⑦ 輸入消	肖化率 (⑥÷③=%)			

- (注) 1 用紙は、A列4番横長とすること。
 - 2 申請者の資格にある期間内において、上記の年度に複数の割当てを持っている場合は適宜、列を追加すること。
 - 3 申請者の資格にある期間内において、取得した割当ての通関が無い場合も記入すること。

「たらの卵」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所 会 社 名

(令和 年 月 日現在) 単位:kg

(1-14	年度別	令和6年度	令和7年度	令和 7 年度
区分		(先着順割当て)	(商社割当てA1)	(先着順割当て)
① 輸入害	当・承認年月日			
② 輸入害	l当証明書番 号			
③ 輸入害	当・承認数量			
	令和6年 12月分			
	令和7年 1月分			
	2月分			
	3月分			
輸	4 月分			
	5月分			
入	6月分			
	7月分			
通	8月分			
88	9月分			
関	1 0 月分			
実	1 1月分			
天	1 2 月分			
績	令和8年 1月分			
小貝	2月分			
	3月分			
	:			
	④ 合計(令和6年12月~令和年月)			
⑤ 輸入消				

- (注) 1 用紙は、A列4番横長とすること。
 - 2 申請者の資格にある期間内において、上記の年度に複数の割当てを持っている場合は適宜、列を追加すること。
 - 3 申請者の資格にある期間内において、取得した割当ての通関が無い場合も記入すること。

〔別紙様式2〕

「たらの卵」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項	目	たらの卵						
(1)社	名							
(2)登記簿上の(主所 (ビル名・) 階数明記							
(3)実際の営業	場所(同上)							
(4)電 話	番号	<u> </u>						
(5)代 (注)1	表 者	В	. 名	専従、非専従 の別	非専従の 兼職先の 及び兼職 おける役	の名称 微先に	兼職先の 「たらの 割当ての)卵」の輸入 有無
				□専・□非			□有	· □無
				□専・□非			□有	· □無
(6) そ の 他	の 役 員			□専・□非			□有	· □無
(注) 1 、3				□専・□非			□有	·□無
				□専・□非			□有	·□無
				□専・□非			□有	· □無
				□専・□非			□有	· □無
(7) 専 従 の 職			名	(8)決算時期	1	月 ·	~	月
(9) 「たらの卵 及び職員の氏名		(担当役	員氏名)	(担	当職員氏名)		
		E	无 名	持株数	持株数の総に占めると			5場合には、)卵」の輸入 有無
(10) 株主構成 ∫	持株数の順					%	□有	· □無
	上位5名を 記載					%	□有	· □無
	,					%		·□無
						%		• □ 無
						%	□有	·□無
	三基づき商社割当 着順割当てを申 の法人又は個人			総数若しくは出 資する関係」にフ		分の 1 起	置を直接若	しくは間接
	を取得した者を B関係にないこと		②「役員総数の にないこと。	2分の1超を他	の申請者の	役員又は	は職員が兼	ねる関係」
(①~④についてる □にチェック(☑			③「同一の法人 こと。	.又は個人に直接	- 若しくは間	接に支配		係」にない
			④「これら関係	と同視し得る関	係があると	認められ	ιる関係」	にないこと。
(12) 「たらの卵 決済方法	_	□T∕T			開設依	類人:)
いずれかにチェックの場合のみ開設銀を記入すること。		□ B / C □ その他						
(13) 国内販	売 予 定 先	社	名	種	別		数	量
(注) 2 、3								

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼職しておらず、 当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼職先において、非常勤かつ無給の場合は 専従とみなす。)。
 - 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店等を記載すること。
 - 3 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。
 - 4 用紙は、A列4番縦長とすること。

[添付書類(各1部)]

① 法人の場合

(株式上場会社)

・ 直近 1 か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- 法人の履歴事項全部証明書の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・ 直近1か年の決算報告書
- ※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

②法人以外の場合

- 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

(以下は記入しないこと)

法 人 登 記	可・否	役員構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否		
独立の会計処理	可・否	判定	可 · 否 〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

輸入通関実績表(令和6年9月1日から令和年月日まで)

住所会社名

輸入承認証(I/L)又は軸	介入許可通知書			輸	入	通	関	実	績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額 (I/L) 又は通関金額	通関年月日	商	品	名		数	量		金	額	
								k g				米ドル
숨 計								k g				米ドル

- (注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。
 - ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
 - ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ③ 輸入承認証<u>(数量により輸入割当てが行われたもの)</u>の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、 米ドル表示にすること。
 - ④ 輸入承認証<u>(金額により輸入割当てが行われたもの)</u>の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に 適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」) で換算し、米ドル表示にすること。
 - 2 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式4一①] (商社割当てA2追加申請用)

「たらの卵」輸入割当消化状況報告書

住所会社名

(令和	年 月 日現在)	単位: k g
区	割 当 方 式	商社割当てA2
① 輔	 ì入割当・承認年月日	
② 輔	入割当証明書番号	
③ 輔	入割当・承認数 量	
	令和8年 1月分	
輸	2月分	
נעד	3月分	
入	4月分	
通	5月分	
	6月分	
関	7月分	
実	8月分	
	9月分	
績	1 0 月分	
	④ 合 計(令和8年 1月 ~令和 年 月)	
⑤ 輔	入消化率 (④÷③=%)	

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式4一②] (先着順割当て追加申請用)

「たらの卵」 輸入割当消化状況報告書

住所会社名

(令和 年 月 日現在) 単位:kg

区	割 当 方 式	先着順割当て
① 輸入	割当・承認年月日	
② 輸入	割当証明書番号	
③ 輸入	割当・承認数量	
	令和7年 12月分	
輸	令和8年 1月分	
入	2月分	
通	3月分	
	4 月分	
関	5月分	
実	6月分	
績	④ 合 計(令和7年12月	
120	~令和 年 月)	
⑤ 残数	女	(令和 年 月 日 消化見込み)

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

「たらの卵」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	PR - (AE) - 25 -
割 当 方 式 (該当を〇囲み)	商社A1 ・ 商社A2 ・ 先着順
割当・承認日	年 月 日
割当·承認数量 (KG) (A)	

提	出	年	月	日	
住				所	
숲		社		名	
担	当	者	首	名	
電				話	

単位:kg

年		通関実績								年計	累計	残量	消化率 (%)			
·	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A) – (B)	(B) / (A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		
İ																

有効・失効の別 (該当を〇囲み) 有効 ・ 失効 ※先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証(I/L)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有	•	• 無()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有		• 無()

- ※失効とは次のいずれかの場合
 - ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合
 - ②I/Lの有効期間が満了した場合
- ※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日まで(必着)に提出してください。
- ※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部農水産室 水産班宛て (注) 用紙は、A列4番横長とすること。

[別紙様式6]

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は 名称及び 代表者の 氏

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和7年11月4日付け輸入発表第12号に基づく、「たらの卵」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者(上司等)の役職名・氏名・連絡先(法人の電話番号)を以下に記載してください。

役職名

氏 名

連絡先

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

氏名又は 名称及び 代表者の 氏 名

令和7年11月4日付け輸入発表第12号に基づく輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、_____の申請者の資格である過去の「たらの卵」の商社割当てに基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、対外決済を伴う取引であることを誓約します。

また、当該「たらの卵」の全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「たらの卵」の商社割当て について、いかなる取扱いを受けても異存はありません。

- (注1) 用紙は、A列4番縦長とすること。
- (注2) 下線部分については、次のうち該当するものを記載すること。
 - 商社割当てA1
 - ・商社割当てA2

令和7年度「たらの卵」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和7年度「たらの卵」の輸入割当てについての輸入発表(令和7年 11 月4日付け輸入発表第 12号。以下「輸入発表」という。)の3(3)②に基づく発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

(1)輸入割当限度数量

輸入割当限度数量は、15,230メトリック・トンとする。

(2) 内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会

北海道水産物加工協同組合連合会

北海道漁業協同組合連合会

全国珍味商工業協同組合連合会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人 日本かまぼこ協会

全国すり身工業組合

(3) 内示書の発給申請期間

(2)の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和7年 11 月 18 日までに書面(発注限度内示書発給申請書)によりその旨を水産庁長官に通知すること。

(4) 内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者(以下単に「内示書の発給を受けた者」という。)は、遅滞なく、配分先計画書(別紙様式1)及び発注先計画書(別紙様式2)を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

(5) 内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

- (1) 加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確に した上で輸入商社等に対して発注を行うこと。
- (2)発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の履歴事項全部証明書等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、

当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

(3)発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを 受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和7年6月末日までの輸入通 関実績(消化実績)が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害(不 漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発 注数量は当該輸入通関実績(消化実績)を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を郵送又はメールで水産庁に提出すること。ただし、輸入通関実績報告書(別紙様式3)及び累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)については、Excel形式で4のメールアドレス宛に提出すること。
 - ① 輸入通関実績報告書(別紙様式3)
 - ② 累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月 別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間(1月から12月まで)の発注先別販売実績について、販売実績報告書(別紙様式5)により水産庁にメールで報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-6744-1867

メールアドレス import mp@maff.go.jp (水産物輸入業務)

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に 従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室に提供する。

水産庁長官殿

団体名

令和7年度「たらの卵」需要者割当て 配分先計画書

発注年月日	配分先名	配分数量(MT)
	未配分	
	合計	

配分先は加工業者単位で記入する。未定の場合は概数を記入する。

年 月 日

水産庁長官殿

団体名

令和7年度「たらの卵」需要者割当て 発注先計画書

発注年月日	発注先名	発注数量(M T)
	未発注	
	合計	

別紙様式3 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までにメールで水産庁に提出する。)

輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月 通関実績報告年月日団体名担当者名割当方式需要者割当て電話番号品目名メールアドレス

単位

割当年度 年度

輸入者名	承認番号	通関年月日	年月	年	月	年	月	品名	船積地域
		<u> </u>				<u> </u>			

別紙様式4 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までにメールで水産庁に提出する。)

累計輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月報告年月日団体名担当者名割当方式 需要者割当て電話番号品目名メールアドレス

単位

単 位							
輸入者名	割当数量	前月までの 累計通関数量	年 月	年 月	年 月	今回報告の 3ヶ月分含む 累計通関数量	消化率
年度割当 合計※							
年度割当 合計							
年度割当 合計							

[※] 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。

別紙様式5 (前年1年間の販売実績について、毎年4月15日までにメールで水産庁に提出する。) 販売実績報告書

報告年年(1月~12月合計)報告年月日団体名担当者名割当方式需要者割当て電話番号品目名メールアドレス

単位

割当年度 年度

制当年度 年度						
発注先名	販売先名	販売実績				
		<u> </u>				
	<u> </u>	<u> </u>				

販売実績は加工業者単位で記入する。

令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給要領

令和7年度「たらの卵」の輸入割当てについての輸入発表(令和7年 11 月4日付け輸入発表第 12号。以下「輸入発表」という。)の3(5)②に基づき海外水産開発割当てを申請する資格を有する者として認める書類(以下「認定書」という。)の発給は、下記により行う。

記

1 認定書の発給数量及び申請方法

(1) 原産地及び輸入割当限度数量

本要領に基づき輸入しようとする「たらの卵」の原産地は効果的で持続可能な保存管理措置に則り資源開発が行われている次の国とし、その輸入割当限度数量は30,000メトリック・トンとする。

アメリカ合衆国

(2) 認定書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から認定書の発給を受ける資格を有する者は、(1)の原産地の 政府機関が認める漁業管理団体又は水産物輸出団体によってその輸出取引先であると認めら れている者とする。

(3)申請書類

認定書の発給を申請する者は、(4)の期間内に次の申請書類を水産庁に提出すること。

- ① 海外水産開発割当て認定書発給申請書(別紙様式1)(1通)
- ② 本要領に基づき初めて申請する者にあっては、自身に該当する次のいずれかの書類 ア 法人の場合:法人の履歴事項全部証明書の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)

イ ア以外の場合:申請者本人の住民票の写し

- ③ 2(1)の者のうち、本要領に基づき初めて申請する者にあっては、過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告(別紙様式2)
- ④ 代理者が申請手続を行う場合は、委任状。なお、一人の代理者が複数の申請を取りまとめて申請することを認める。
- ⑤ その他審査に必要と認められる書類

(4) 認定書の発給申請期間

本要領に基づく認定書の発給を受けようとする者は、令和7年11月18日から令和8年11月17日まで(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)に申請書類を郵送で水産庁に提出す

ること。

2 申請限度数量及びその認定

認定は、1(1)の輸入割当限度数量に達するまで申請順に行い、認定したときは申請した者に対して認定書を発給する。本要領に基づく申請1回当たりの申請限度数量は、次のとおりとする。

- (1) 平成 16 年度以降の本要領と同一の品目の輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は 海外水産開発割当てによる輸入通関実績を有する者であって、令和7年6月30日時点での輸 入通関実績の合計が最も多い割当年度の輸入通関数量に1.2 を乗じた数量が500メトリック ・トンを超える者
 - ① 申請1回目は、輸入通関数量の合計が最も多い割当年度の輸入通関数量に1.2を乗じた数量を申請限度とする。
 - ② 申請2回目以降は、①により計算される申請限度数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量(2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量)を差し引いた数量(以下「残余申請限度数量」という。)を申請限度とする。
 - ③ 申請2回目以降に、残余申請限度数量が500メトリック・トン以下で、当該数量を超える数量の申請を希望する場合は、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを申請限度とする。

(2) (1) 以外の者

- ① 申請1回目は、500メトリック・トンを申請限度とする。
- ② 申請2回目以降は、①の数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量(2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量)を差し引いた数量を申請限度とする。ただし、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを申請限度とする。

3 実績報告等

- (1) 認定書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を郵送又はメールで水産庁に提出すること。ただし、輸入通関実績報告書(別紙様式3)及び累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)については、Excel形式で4のメールアドレス宛に提出すること。
 - ① 輸入通関実績報告書(別紙様式3)
 - ② 累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月 別裏書実績の写し
 - ⑤ 輸入通関実績があり、かつ、当該輸入通関実績に係る品目が第三国の保税地域内で加工された後、我が国に搬入された場合にあっては、加工に関して交わされた委託加工契約書の写し
 - ⑥ 船積地域に1(1)の原産地以外の地域を含む場合にあっては、輸入許可通知書の写し
- (2) 認定書発給後に、認定書発給申請書において記載した船積地域の記載を変更する場合、当該 認定書の原本、認定書内容変更申請書(様式は任意。申請者名により変更内容及び変更理由 を記載すること。)及び必要に応じ変更理由を証する書類を水産庁に提出すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所番号 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-6744-1867

メールアドレス import_mp@maff.go.jp (水産物輸入業務)

5 その他の事項

- (1) 認定書の発給を受けた者は、当該認定書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に 従わなければならない。
- (2)申請者の社員等又は申請者の代理者以外の者による申請、同一の申請者名による重複申請、申請書類の偽造その他申請手続きの不正が判明した場合は失格とし、本要領に基づく認定書の発給は行わない。
- (3) 発給された認定書に基づく輸入割当てによる輸入通関実績が無い場合、来年度以降は認定書を発給しないことがある。
- (4) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室に提供する。

別紙様式1

水産庁長官 殿

申請年月日 申請名及び役職 住 所 電話番号

担当者氏名

令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給申請書

令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給要領(令和7年11月4日付け7水漁第1010号)に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

記

1 今回の申	₿請数量(い	ずれか討	核当する方(の□をチェックし、各	⊱MTを記入する。)	
□申請1	回目					
かつ、	□要領の2	(1) ①	に該当:_	<u>MT</u> (申請限度数量:	<u>M T</u>)
	口亜谷の2	(a) (i)	ı – =± \\	N4 T (1	中華四英教皇 「	T \
	口安唄の 2	(2) ①	-談目:_		申請限度数量:500M	1)
□申請2	回目以降					
かつ、	□要領の2	(1) ②	又は(2)	②に該当:	MΤ	
	(申請限度数	女量:申請	青1回目の	申請限度数量-本要領	頃に基づく申請で既に認!	定された数量
	(※))					
	口亜領の2	(1) ③	∇H (2)	②のただし 聿に該当	i : M T	
	(申請限度数	_		とのだだし自己政当	1	
	. – .			た数量について次の表		
(要領の)	2 (1) ③7	スは (2)	<u> ②のただ</u>	し書に該当する者に	あっては「*」欄も記入	する。)
認定番·	号 認定書	発給日		認定数量(MT)	*輸入通関数量(M T)	*消化率(%)
	番	年 月	日			
	番	年 月	日			
	番	 年 月	日			

- 2 原産地
- 3 船積地域 (該当する口を全てチェックする。)
 - □2の原産地
 - □2の原産地以外の地域

(地域名のほか、当該地の保税地域内で加工予定(可能性含む。)があれば、その旨以下記入する。)

合計

別紙様式2

水産庁長官 殿

申請年月日 申請者名及び役職 住 所 電話番号

過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告

令和7年度「たらの卵」海外水産開発割当て認定書発給要領(令和7年11月4日付け7水漁第1010号)に基づく認定書発給申請に当たり、要領の2(1)①を申請するため、数量決定の根拠となる、平成16年度以降の本要領と同一の品目の輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は海外水産開発割当てによる輸入通関実績の合計及びこれより計算される申請限度数量を下記のとおり報告します。

記

- 1 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績
- (1)割当年度

年度

(2)輸入通関数量

割当方式	輸入割当証明書番号	輸入通関数量(MT)
割当て		
	合計	

2	申請	阳	亩	粃	믚
_	甲酮	- 21년	ତ	女人	畢

(Γ1	過年度の輸入割当てに。	よる輸入通関実績」の合計に1.	2を乗じた数量を記入する。)
	MT×1. 2=	мт	

別紙様式3 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までにメールで水産庁に提出する。)

輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月 通関実績報告年月日団体名担当者名割当方式海外水産開発割当て電話番号品目名メールアドレス

単位

割当年度 年度

承認番号	通関年月日	年 月	年 月	年 月	品名	船積地域

別紙様式4 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までにメールで水産庁に提出する。)

累計輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月報告年月日団体名担当者名割当方式海外水産開発割当て電話番号品目名メールアドレス

単位

里位							
輸入者名	割当数量	前月までの 累計通関数量	年 月	年 月	年 月	今回報告の 3ヶ月分含む 累計通関数量	消化率
年度割当 合計※							
年度割当 合計							
年度割当 合計							
一							
W +0 # +1 # F - + 1 V	, 	\(\frac{1}{2} \)					

[※] 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。